

題目 他者の存在は第3者による罪行動を促進させるのか？－罪の望ましき認知に基づく  
検討－

氏名 山田結愛

指導教員 高橋伸幸

社会的ジレンマ (SD) を解決する手段の一つが罰の導入である。しかし、罰の行使にはコストがかかるので、2次のジレンマ問題が生じる。それにも関わらず、人が罰を行使することを説明する理論として、罰行動が、罰行使者に良い評判をもたらし、結果的に罰行動が個人の適応度を上昇させるという評判獲得説がある。しかし一方で、罰行使が、悪い評価に繋がり、交換相手として忌避されてしまう非適応的な行動である可能性も示唆されている。それでは、人々が罰を行使する理由に、他者の存在は実際にはどの程度影響しているのだろうか。Kurzban et al.(2007)は人々は他者に自分の罰行動が知られる時には匿名状況にある場合よりも罰行動を行うのだと主張し、評判説を支持する結果を示した。一方で、波多野(2013)は非匿名状況が罰行動を差し控えさせる可能性を示唆し、評判獲得説を支持しない知見を示した。しかしながら、Kurzban et al.(2007)と波多野(2013)において相反する結論が導き出されたのは、罰行動の社会的望ましきの認知が研究間で異なっていたことが原因である可能性があるかと本研究では考える。そこで、本研究では、罰行動が正当であると認識される状況か否かにより、匿名性の効果が異なるかどうかを検討することを目的とした。また、罰行動を知られる相手が自分自身とどのような関係性にあるのかによって取りうる罰行動に違いがあるのかについても探索的に検討した。そのために、本研究は2段階に分けて調査を行った。第一調査では罰行動が社会的に望ましいと思う程度が高い場合と低い場合とはそれぞれどのようなゲーム状況なのかを調べ、高い場合に順次PD、低い場合に同時PDを使用するのが適当であるという結果を得た。第二調査では、その結果を用いて、匿名性の3つのレベル(匿名性あり条件・匿名性なし見知らぬ人条件・匿名性なし知り合い条件)を設定し、罰を行使する程度を質問紙上で測定した。結果として、第三者罰の行使に、罰行動の社会的望ましき認知は強く影響を与えるが、匿名性のレベルの違いは影響を与えないことが分かった。しかし、参加者は、匿名性がない状況では匿名性がある状況よりも、他の実験参加者からの評判を意識し、罰行動が社会的に望ましい場合でさえも、罰行使を控えるという結果が示された。よって、本研究では、極めて限定的ではあるが、罰行動の社会的望ましきの認知と、匿名性のレベルの違いが、罰行使に影響を与えるという新たな知見を提供した。